

くみあいニュース

第17号

◆ ご挨拶

新春の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

5年前の1月7日に組合設立認可を受け、私たちの事業はスタートしました。早いもので今年で6年目を迎えることになります。

今年は5年に一度の役員、総代の改選時期になり、1月19日には役員改選のための総会を開催します。2月には総代改選の選挙も予定していますので、ご出席の程よろしくお願いいたします。

事業は概ね順調に進んでおり、現在使用収益が開始された南工区では建築工事が盛んに行われています。土木工事の方は北工区を中心に進めており、来年度末完成を目指しています。工事完了後は換地処分に向けて最終事業計画の変更、公共施設の管理引継、換地計画の認可などの業務を引き続き進めていきます。

組合の工事だけではなく、市の水道、下水道工事なども施行地区内の居住されているエリアで始まっており、特に居住者の方々にはご迷惑をお掛けするすることが多いと思いますが、引き続きご協力の程よろしくお願いいたします。

今年も皆様にとって良い一年でありますことを祈念し、新春のご挨拶に代えさせていただきます。

理事長 梅村 利幸

—今後の予定—

- 1月15日（水）第66回役員会
- 1月19日（日）第2回総会
- 2月 4日（火）第67回役員会
- 2月下旬 三役会、役員会
- 2月29日（土）総代選挙
- 3月中旬 総代会
- 3月下旬 三役会、役員会



◆ 第2回総会の開催について

すでにお知らせしましたとおり、令和2年1月19日（日）17：00から井郷交流館にて第2回総会を開催します。議題は役員の改選です。役員の任期は5年と定められており、2月2日で現役員の任期が満了するので、再度役員の選任を行うために開催するものです。ご都合のつく方はぜひご出席ください。欠席される方は委任状の提出をお願いします。



第1回総会開催風景 H27.1.25開催

◆ 総代選挙の開催について

役員改選後総代の改選も行います。総代選挙は2月29日（土）に行う予定です。選挙の通知は2月上旬に行います。総代25名の改選を行いますので、こちらの方もよろしくお願ひします。（立候補者数が定数と同数の場合は選挙を行いません。その時は速やかにご連絡します。）



pixta.jp - 22326136

◆ 新町名（案）について

区画整理後の町名を新しいものに変更する場合は、市議会の承認が必要になってきます。当組合でも新しい町名について検討を始めており、現在令和2年9月の市議会承認を目指しています。新しい街ができるということで新しい町名にしてはという意見もありましたが、既存の小字（六反田、森前、与茂田）を残す方向で案を作成しました。新町名案は六反田南、森前南で、与茂田は変更せずそのまま使用する方針です。今後も関係者の意見等を踏まえながら手続きを進めていきます。

新町名についてご意見のある方は組合事務局までご連絡ください。



◆ 現在の工事の状況他

① 5号水路施工状況（JA東側）



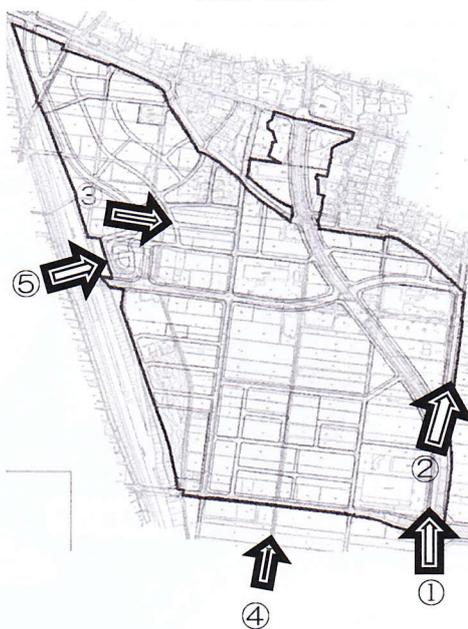
② 区画道路14-4 施工状況



④ 事業地全景



-撮影箇所-



③ 区画道路6-12号 整備状況



⑤ 四郷駅前イルミネーション



◆ 地区内の建築工事について

①四郷駅前マンション



12月に足場も外れ、いよいよ姿を見せ始めました。隣では2期マンション工事も始まっています。



②斎藤病院



これまで地中の工事を行っていましたが、いよいよ建物が建ち上がってきました。

④32街区商業施設



春のオープンに向けて工事は着々と進んでいます。

③24街区商業施設



着工が当初予定より遅れましたが、昨年11月ようやく着工しました。

⑤豊田信用金庫

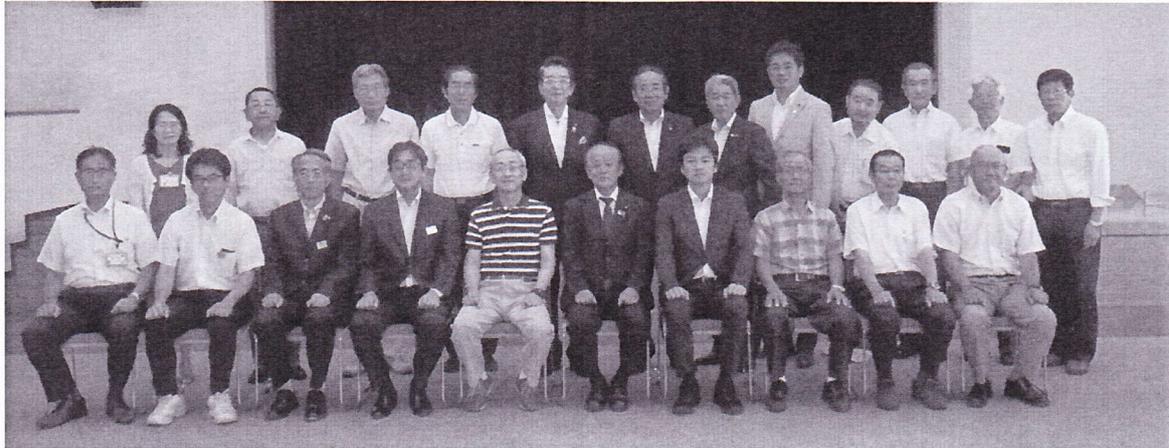


昨年9月に新しい場所でオープンしています。

◆ 国道419号線4車線化整備促進期成同盟会の設立について

国道419号線の早期4車線化実現を目指す目的で、標記期成同盟会が昨年8月に設立されました。会長には下古屋自治区の梅村孝義区長が就任し、当組合の役員でもあります杉浦弘高豊田市議会議員は発起人代表として地元議員、自治区長などの関係者のとりまとめにご尽力されました。

当組合施行地区内は4車線化の見通しが立っていますが、与茂田交差点から藤岡インターまではまだ実現の見通しが立っていません。これを契機に早期整備に向けての機運が益々高まっていくことが期待されます。



設立総会 令和元年8月26日

◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動が生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- ・地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- ・住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）

令和 2年 1月 8日 第17号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）

